

地域県土警察常任委員会資料

(令和5年11月30日)

- 年末及び年始における特別警戒取締りの実施について …………… 2
(生活安全部生活安全企画課)

警 察 本 部

年末及び年始における特別警戒取締りの実施について

令和5年11月30日
警察本部
(生活安全部生活安全企画課)

1 実施目的

年末及び年始における各種事件・事故等を抑止するため、地域の犯罪情勢に応じたきめ細かな警察活動を推進し、県民生活の安全と安心を確保することを目的とする。

2 実施期間

令和5年12月1日(金)から令和6年1月5日(金)までの間

○ 第1期「広報啓発期間」 令和5年12月1日(金)～同月14日(木)

- ・ 自治体を始めとする関係機関、防犯ボランティア団体等と協働した各種犯罪被害防止及び交通事故防止のための各種広報啓発活動

○ 第2期「重点警戒期間」 令和5年12月15日(金)～同月31日(日)

- ・ 金融機関、コンビニエンスストア、深夜営業のスーパーマーケット等に対する立ち寄り警戒活動の強化
- ・ 警察による警戒取締り等街頭活動の強化及び防犯ボランティア団体等との緊密な連携による合同パトロール活動

○ 第3期「初詣等雑踏警戒期間」 令和6年1月1日(月)～同月5日(金)

- ・ 初詣等に伴う雑踏事故防止活動

3 県下一斉の活動日

- 防犯の日(毎月10日。12月10日が日曜日のため、活動は前々日の8日(金)に実施)
- 年金支給日(12月15日)

県下一斉で、特殊詐欺被害防止、自転車・家屋等への鍵掛け、万引き被害防止等について広報啓発活動を実施予定

4 期間中の主な取組

- 特殊詐欺を始めとする各種犯罪被害防止の広報啓発活動
- 防犯ボランティア等との出動式・合同パトロール
- 繁華街、飲食店街における警戒活動・取締りの強化
- 金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄り強化



出動式(令和4年・鳥取警察署)



特殊詐欺被害防止ポスター



万引き防止ポスター